

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（案）の概要

平成 23 年 10 月 27 日
広 域 防 災 局

1 協定（案）の概要

【特 徴】

- ・全国初の地方ブロック間の相互応援協定
- ・カウンターパート方式による応援を採用
- ・被害が甚大で応援要請が困難と見込まれる場合、応援要請がなくても出動

(1) 目 的

関西広域連合及び九州地方知事会の構成府県において大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施する。

(2) 対 象

地震、津波、風水害等による災害、国民保護事案その他緊急事態とする。

(3) 応援の種類

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 資機材の提供
- ④ 避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤ 船舶等の輸送手段の提供
- ⑥ 医療支援
- ⑦ その他被災府県が要請した措置

(4) 応援の方式

応援の対象とする被災府県を応援府県に割り当てて応援するカウンターパート方式とする。ただし、事案の特性に応じ同方式によらない応援も行う。

(5) 応援の自主出動

被災した連合組織からの速やかな応援要請が困難と見込まれる場合、応援要請がなくても出動し、被災地域で収集した情報に基づいて応援を行うものとする。

(6) 平常時の協力

災害時に備え、平常時から情報交換、情報伝達訓練等を実施することとする。

(7) 事務局

関西広域連合広域防災局と九州・山口 9 県被災地支援対策本部事務局（九州地方知事会会長府県防災担当部局）をそれぞれの事務局とする。

(8) その他

応援要請の手続きや応援経費の負担について定める。

2 協定締結式

年内を目途に調整中

大規模広域災害時の中国ブロックと四国ブロックの連携

